

特別口座を開設する口座管理機関等の公告

平成20年10月31日

株主および登録株式質権者各位

東京都中央区日本橋横山町 3 番 10 号
新日本無線株式会社
代表取締役社長 平田 一雄

当社は、平成20年7月28日開催の取締役会決議により、決済合理化法（注1）の施行日（注2）に実施される株券電子化に対応するため、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に対し、当社の株式を株券電子化後に機構が取扱うことについて、「社債、株式等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号）第13条第1項の規定に基づいて同意いたしました。

これに伴い、当社は、施行日において株主名簿に記載されている株主および登録株式質権者の皆様について、機構に対し、決済合理化法附則第8条第5項に定める事項を通知し、その特別口座を下記の口座管理機関に開設することとなりました（注3）ので、その旨決済合理化法附則第8条第1項に基づき公告いたします。

なお、事務手続の都合上、皆様の株式が特別口座に記録されるのは、平成21年1月26日（注4）以降となりますので、ご了承ください。

記

特別口座を開設する口座管理機関 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社

以上

（注1）決済合理化法は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の略称です。

（注2）平成21年1月5日に施行が予定されております。

（注3）既に証券会社等を通じて機構に株券を預託されている株主および登録株式質権者の皆様につきましては、施行日後も、当該証券会社等の口座に株式が記録され、特別口座は開設されません。

（注4）決済合理化法が、予定通り平成21年1月5日に施行された場合の日程です。